

第4章

計画を実効あるものにするために

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の強化

地域福祉計画の推進にあたっては、保健・福祉をはじめ教育、産業、都市整備等多方面にわたる総合的な取り組みが必要となるため、関係各課との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。連携・調整の機能を果たす庁内組織として「(仮称)地域福祉計画庁内推進会議」を立ち上げます。

また、市の関係部局がそれぞれの事業などにおいて、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていけるよう、計画の全庁的な推進を図ります。

【取り組み】

項 目	内 容
(仮称)地域福祉計画 庁内推進会議の設置	行政内部の関係部署が連携して横断的な視点で取り組みを行うため、地域福祉計画の所管課である地域福祉課をはじめとする健康福祉部内関係課のほか、まちづくり、子育て支援、人権推進、生涯学習、危機管理などの担当部局が横断的に連携し、全庁的な体制で本計画の施策を推進します。
職員研修の充実	全庁的に地域福祉を推進するためにも、市内各地域の実情やそこで行われる地域福祉活動について理解を深め、職員自らも地域住民として関わりを持つなど、関心を深めるための研修機会を充実します。

(2) 地域との協働体制の充実

この計画を推進するにあたっては、市社会福祉協議会をはじめ、家庭、地域、学校、社会福祉施設、企業や商店など、さまざまな社会の構成員がそれぞれの役割のもとに、連携を図りながら取り組むことが重要です。

とりわけ、地域では、地区社協等をはじめ民生委員・児童委員、自治会、老人会などさまざまな地域団体等が活動しています。

地域福祉計画が実効あるものとなるよう、さまざまな機会を活用した住民に対する啓発を行い、地域で暮らす人が生涯にわたって、いきいきと暮らすことができる社会、誰もが孤立することなく安心して暮らすことができる社会を、地域で暮らす人々と築いていくとともに、地域の実情や活動の状況等を踏まえた主体的な取り組みとなるよう、市社会福祉協議会と連携して支援していきます。

【取り組み】

項 目	内 容
地域コミュニティの基盤強化	地域内で活動する市民、事業者、各種団体などの多様な主体が参加する小学校区単位の地域組織づくりを支援するとともに、地域ごとの将来ビジョンづくりを支援します。
地域福祉計画の普及・啓発	まちづくり出前講座など、さまざまな機会を活用して地域福祉の推進についての啓発を行います。
地域福祉ネット会議との協働	各地域の地域福祉ネット会議と協働し、地域の実情把握を行い、それぞれの主体的な取り組みを支援します。

2 計画の進行管理

地域福祉計画の推進にあたっては、保健・福祉をはじめとする関係課により構成する庁内組織「(仮称)地域福祉計画庁内推進会議」とあわせて「(仮称)地域福祉ネット会議代表者連絡会議」において、計画に基づく事業の進捗状況を毎年度把握していきます。

その結果について、福祉対策審議会に報告し、点検・協議するとともに、進捗状況についてはホームページに掲載し、市民に公表します。

また、この計画は原則として3年を目途に見直すこととし、見直しに際しては、毎年度の主要施策や主な取り組みの評価を踏まえた総括を行うとともに、国の制度や政策動向に応じた主要施策・事業の追加等、修正を行います。

したがって、市民と一緒にPlan(計画策定) Do(実行) Check(点検) Action(見直し)というPDCAサイクルに基づく進行管理に努めます。

【取り組み】

項 目	内 容
地域福祉計画の点検と公表	「(仮称)地域福祉計画庁内推進会議」と「(仮称)地域福祉ネット会議代表者連絡会議」において、計画に基づく事業の進捗状況を把握し、その結果については、福祉対策審議会に報告し、点検するとともに、ホームページに掲載して市民に公表します。
地域福祉計画の中間見直し	毎年度の主な取り組みの評価を踏まえ、原則として3年を目途に総括を行うとともに、新たな法制度の展開や地域の実情などに応じた修正を行います。